

明治前期「国益」思想追跡の一里塚

『明治建白書集成』を手掛りに

藤 田 貞 一 郎

- 一 序
- 二 『第一巻』の事例
- 三 『第五巻』の事例
- 四 『第七巻』の事例
- 五 『第八巻』の事例
- 六 『第九巻』の事例
- 七 覚書

一 序

色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』全九巻（筑摩書房）は、慶応四（一八六八）年一月から明治三三（一八九〇）年二月にわたる期間における、国立公文書館所蔵の「建白書目録」「公文録」「公文別録」に収められた建白・請願類にとどまらず、これらからもれたものも可能な限り、明治前期の建白・提言・請願類を収集した、まことに貴重な史料集である。その内容は、監修者の刊行の弁を借りて記せば、「全国各地から、およそ考えられる範囲の政治・経済・外交・社会・教育・文化

・生活上のさまざまな問題について、士族と平民の差を問わず、農・商・工・官・民の違いをこえて建言が集められている。」
拙著『国益思想の系譜と展開 徳川期から明治期への歩み』（清文堂・一九九八年）では、全九巻のうち『第二巻』・『第三巻』・『第四巻』・『第六巻』を研究対象としてとりあげて、明治前期「国益」用語の用法、すなわちその概念を明らかにした。今回は、その拙著では対象としなかった『第一巻』・『第五巻』・『第七巻』・『第八巻』・『第九巻』を研究対象として選び、明治前期「国益」思想追跡の一里塚とした。一里塚というのは、『建白書集成』全九巻に採録されたもの以外にも、当該期の「国益」思想にかかわる史料が多々残っている筈だからである。前掲拙著の第十一章明治前期国益思想の一例『協救社行義草稿』、第十二章幕末、明治前期播州一豪農の国益思想で紹介した「近藤家伝」も、その一例である。

以下、前掲拙著と同じ手法で、整理・検討して行くことにする。

二 『第一巻』の事例

『第一巻』（二〇〇〇年）は、慶応四（一八六八）年一月から明治五（一八七二）年三月にかけての建白書類を集成している。これに加えて、「付録 函訴検閲録」を附している。後者は、京都の三条大橋・堀川・府門などに設置された目安箱に投じられた建白書類の類であるが、「内容は投訴の全文を収録したものではない」が、「投訴された場所、内容を要約した表題、提出者の順番に記されていて」、ここにも「国益」の用語例を見出し得る。時期は明治二年四月から同年十二月までのものである。本論に入る前に、先ずこの用例を見ておく。

(1) 開墾については、上京十二番組小学校算術方の池田与十郎が、二月二七日に、「諸家知行所之内開墾可相成之空地有之且従前荒地ニ相成来候分も多有之候間、夫々開墾ニ相成候ハ、御国益と奉存候」（七三六ページ）といふ。

(2) 諸産業については、下京十九番組新町魚棚下ル良町の伊勢屋庄兵衛が、六月二九日に、「国益之議献言之事」で、「山城国中空地へ牽牛子ヲ植付其実ヲ以テ灯油ヲ製」（六四八ページ）することを提案している。九月三日には、下京三十一番組本町十五丁目三聖寺町の糺屋庄七と丹後田辺領の百姓惣右衛門は、「御国益ノ為メ大仏三十三間堂境内并川原地平山荒地へ桑田茶畑取立」（六八一ページ）を提言する。九月八日には、作州津山の松本結憲が、「御国益ノ為メ京都内外空地へ桑木植付養蚕之義」と

「作州三有之候銅山御開ニ相成候様之献言」（六八四ページ）を行なっている。九月一三日には、寺町五条上ル国吉屋栄助が、「为国益堤上ニ櫛苗ヲ植付生蠶ヲ生スル件」（六八七ページ）を献言する。この栄助は同月二八日にも再度、投訴^(註)して、「数年之後急度国益」になると強調し、「蠶液并狡り粕迄モ有益之旨見込ノ算書」も添えた（六九二ページ）。

(3) 貿易については、下京三十番組馬町通伏見海道東へ八八丁目藤田屋すみ同居の萬年大純が、九月一八日に、「漢土之貿易更ニ昌盛ニ相成候ハ、御国益不少と奉存候」（六八九ページ）と建言し、一〇月二三日にも、大阪尼ヶ崎一丁目大串屋惣八の「添願人」として、「漢土之交易商法ヲ盛ニ致シ候ハ、大ナル御国益ト奉存候」（七〇〇ページ）と再言する。

(4) 宗教については、一月一三日に、鞍音人が、仏門の僧侶に厳しい目を向け、「遠嶋追放還俗等可被仰付、修験山伏モ同様其上廢寺之跡墾田被仰付候ハ、御国益ニモ可相成」（七二二ページ）と建白している。

(4) 治山治水については、九月一三日に、西濃州下大樽村の祐五郎とその倅新三郎が、「为国益水難ヲ避ル法」（六八六ページ）を建言している。

ここから本論に入ることにする。

i 国益概念を表題に謳う建白書

神奈川県中野周吉の事務取締役所あて、明治五年二月二日付の建白書は、その表題が「国益開田之儀」となっている。これには、「願意不分明何ノ策略モ無之」、「ソノ地方官へ可願出旨申聞差返候ては如何」と、

膠もない取扱振りを「法律課」は示している。が、この中野の建白書は、「国益開田之儀」と国益概念を主題に謳っている点以外に、明治新政府が広く国民から国益筋について意見を求めたことを証する文言があり、見逃し得ない。左のごとくである(五七三―五七五ページ)。

乍恐奉建白候

中野周吉

御一新以来旧弊御改革御憐愍之御趣意被仰出、御為筋国益開田見込之趣建白可致旨御布令ニ付越後国^(歴)見仕候処、新田開発百姓助力候場所沢山有之、御国用多端之折柄御為筋ニも可相成儀と存(後略)

私はこれまで、明治七年六月、千葉県の医業岡田宥遷の建白書、それに同年一二月、滋賀県の平民画業吉田源之助の建白書の中に、「国益筋」について意見が求められていた事実を確証させる表現を見出している。

中野の建白では「御為筋国益開田見込之趣建白可致旨御布令ニ付」という表現であり、前者の「国益筋存候次第」あるいは「国益筋之儀心付候者」に比べると、やや語調が異なるとも言えるが、明治五年の時点で明治新政府が広く国民から国益筋について意見を求めたことを証する史料として解しておく。

後に、②開拓の部で北海道・樺太開拓を国益概念をもって説明している建白をとりあげるが、そのための労働力をも国益に貢献するという視点で、理解しているものがある。明治三年四月、開拓大主相相良正勝の宛先記載なしの「徒罪之者使役国益之義ニ付奉建言候書」(三八六―三八七ページ)が、それである。左の通りである。

徒罪ノ者ヲ以テ別紙建言仕候印牘沼堀割仕度、然ル上八御入費相減シ速ニ成功可相遂ト愚考仕候、然後神慮ニ相叶候者八北海道十一州エ一ノ宮相建候ニ付、神領相願基地工移住為致、其者ノ長スル処ニ随ヒ、農業漁獵業百工為當度奉存候

ii 国益概念を使用する建白書

次に、表題に国益という用語は見られないが、その文中にはそれを使つて、その献策を展開する建白書について考察する。

(1)開墾・米作農業

「金銭は其時々之融通交易之形代、米穀及土地産物諸品一作之不毛八一世之不足」として、米作こそ国益の最たるもの。とするのが、甲斐国巨摩郡上野村天神宮神主平川昌信の、慶応四年五月付、宛先記載なしの「建白」(六四―六八ページ)である。

稲作之儀は麦田麻田水田等土地之善惡ニも拘候へ共先田の草取り一番より二番目位迄之時分を見合、耕田小水ニいたし粕等手当いたし候へは是又出穀多分殊ニ百姓之丹精ニて三度通例之田之草を七度とリ勲功仕候得は、初之皮薄く背も割れ熟し候間、拾俵之物を米ニすり上ケ見候処、六俵半より七俵位迄有之候、通例は五俵より五俵半位三候、然在は粕手当丹精之増穀国内ニて八莫太之事ニ御座候、尤も粕代金穀代金差引仕候八、利潤八聊之事ニ可有之奉存候共、金銭は其時々之融通交易之形代、米穀及土地産物諸品一作之不毛八一世之不足ニて如何ニも詮方なく前段之国益乍知、不行事六賢士神植山

姫衣食住之大神豊受姫命等之何共奉恐入候事ニ御座候

「粕代金穀代金差引仕候ハ、利潤ハ聊之事」であることは分かっているとした上での、米作こそ国益との主張と言っても良い。

明治二年四月、薩摩藩補寢覚兵衛・大脇正之丞・中嶋治郎の宛先記載なしの建白（二三八〜二四一ページ）も、右と同様な思考法に立っている。「夫国ノ本八民也民ノ本八農也、此農之道盛大ニ開ケサル時ハ金銀財宝五穀物産何レ之処ヨリ可出哉」と、立脚点を明示して、こう記す。

「国ノ根源ニ御着眼アリテ岡田貢所建言之三棄三興ノ法、是非御採用ナクテハ、是ヨリ外ニ莫大ノ御国益トナリ物産四海ニ溢レ海内之疲弊患難ヲ救ノ至良策アルヘカラス」。

②開拓

第一巻に集成された建白類の特徴の一つに、北海道・樺太州開拓にかかわるものがある。明治二年二月、堀開拓使権判官・東開拓大主典による、宛先記載なしの建白（三三六〜三七七ページ）は、その例である。

北海道樺太州廻槽商船、各自力ヲ以テ諸品仕入、彼ノ地有用ニ運充シ、帰船ノ節土産ヲ買ヒ内地ニ輸サハ則有無ヲ通スルノ理ニシテ、開拓ノ弁利ハ勿論諸貨潤沢致シ、物価ヲ卑フスルノ一端ニモ響キ彼是御国益ト奉存候

明治四年六月、北海道相良権齋の大蔵省あて、「上（四九八〜五〇八ページ）は、北海道に焦点を絞って、「政教」・「学校」のことにも及ぶ長文であり、「皇国ノ大幸ナルカナ王政御維新皇都ノ御政体相建候」という表現にも窺えるように、いわゆる皇国史観の特主の手になるものであ

る。が、随所に国益という用語を使用して、自説を展開している。その一説に左の文がある。

北海道ニ心合蕃殖スル草木国益算当ニ一ヲ左ニ挙ク

食物ノ部

- 早稲 オカガ 早稲 オカガ 大麦 小麦 蕎麦 春秋二種アリ 黍稷 蜀黍 粟稗 大豆
- 小豆 豌豆 刀豆 隠元豆 茄子 瞿粟 胡麻 瓜敷種 活 独沽芽
- 疑冬 芹 葱茎 馬鈴薯 仏掌薯 薯蕷 某箱館在ノ農ニ教テ植サシムルニ一反歩ヨリ昨年七三兩ヲ得ルト云
- 百合根 牛蒡 蘿蔔 胡蘿蔔 蕪菁数種 栝藹 葛根
- 葡萄アリ酒ニ醸スヘシ ポップアリ洋酒ヒールヲ醸スヘシ 糖ヲ含蓄スル木アリ砂糖ヲ製スヘシ

製衣品之部

- 麻 苧麻 亞麻 種某外国ヨリ求メ時付アリ アツノ皮 土人衣ヲ整ス 野桑数多アリ養蚕シテ絹ヲ製スヘシ 羊ヲ牧畜シ毛織ヲ製スヘシ 草綿ハ惜カナ北海道ニ心合蕃殖セス

居室日用品之部

広野ニ諸材木アリ家作器械ヲ製スヘシ、薬油ヲ出ス木アリ薬ヲ製スヘシ、荏種ヲ時キ油ヲ製スヘシ、石炭アリ油ヲ製スヘシ、漆木ヲ植テ蠟ヲ製スヘシ （以下略）

右のような北海道開拓の労働力を国益の視点で理解しているものが居ることは、既にiの部で開拓大主典相良正勝の建白をもつて示した。この相良正勝に、もうひとつ関連する建白書（三八七〜三八八ページ）がある。これまた、宛先記載なしの明治三年四月の「北海道十一州一ノ宮建

立神領ニ窮民徒罪移住為致救助仕度儀ニ付奉建言候書付」が、それである。「北海道ノ愚民ヲ教育スルノミナラス土地ヲ開拓シ、国益ヲ起シ、加之俄羅斯ノ覬覦ヲ防ク」とある。

明治五年二月、元松嶺県河内儀八の集議院あて、「乞食共え一飯振舞ヲ禁止并諸国毎県教育所御設被置其上蝦夷地え被遣之事」(五七七〜五七八ページ)も、同様な理解の上に、「乞食共蝦夷地え被遣之一助ニ相成御開キモ果敢取多分之御国益相成可申奉存候」と、その建白を結ぶ。

「国益ハ物産ヲ得ルニアリ」との大前提に立ち、近代日本国家全領域の開墾物産について、「建白書」(五二〇〜五二三ページ)を出しているのが、宛先記載なし 明治四年八月の高橋右門である。「東京大坂ニ開墾省附属開墾会社ヲ結ハシメ、此業西暖ヨリ進ムノ理ニヨツテ、今大坂ノ会社ヲ先途トシ四方ノ規範ヲ制シ、随テ一國一社ヲ連結セシメ」という構想を披歴する。さすれば、左の成果を挙げるであらうと、具体的事実認識を通して主張する。

右五畿近畿ニ開墾ノ実効ヲ挙テ中国四国西国ニ推及ホシ、終ニ東北
陸奥ノ大ニ及フヘシ、尤東京会社同法ヲ以進歩シ関東ニ国益ノ洪表
ヲ顕シ終ニ北方ニシテ東西合集海内開墾成業ヲ満スヘシ

(3) 貿易、わけても日清交易

第一巻には、北海道・樺太州開拓を国益概念で理解・表現している建白書が集成されていることが、特徴のひとつであることを具体的に観察した。この特質と深い関連ある建白書類に、貿易わけても日清交易を主題とするものがある。これも、第一巻に集成されている建白書群の特徴

であるので、引き続きここで貿易観に見る国益論を採録しておく。

明治二年一〇月一日、提出者記載なし、宛先記載なし、の「支那人商法之儀ニ付愚意左ニ申上候」(三〇九〜三二〇ページ)がある。これは、長崎交易が「諸外国御開港以來唐船入津相絶」、「兵庫表御開港後は諸国之産物何れも上方筋え持込候趣ニて従来当港え差廻し候依物類其外方今ニて八日増ニ相減」り、当地のものは大いに難渋している。については「支那人商法景氣引立候仕法を設け行々不相衰様御取立有之度」、さすれば「御引合往々不少御国益ニ相成可申奉存候」と、するものである。

依物類の代表的産地のひとつに徳川期の蝦夷地があることは常識に属するが、「北海道生産昆布干鮑煎海嵐」、「鰯等」を清国に輸出する会社の設立を建白しているのが、明治三年七月、開拓大主典相良正勝の宛先記載なしの建白書「上」(四〇〇〜四〇一ページ)である。この相良は、既に「徒罪之者使役国益之義ニ付奉建言候書」の提出者として、紹介した。それはともかく、この七月の建白において、相良は、北海道物産品の清国向け輸出会社設立を提案して、「仰願ハ速ニ支那ト通商ヲ開キテ御国益起シタマワンコトヲ」と、記している。

清国商人に比して、「我商民ハ短慮性燥ニシテ緻密ニ涉リ国益ヲ謀リ候事ニ疎ク」との、厳しい批判を加えながら、「海參コリ、昆布、干鮑・尤魚メスル」などの対清国貿易振興策を建白しているのが、明治三年二月、長崎県小曾根米の「奉建言口上書」(四五五〜四五七ページ)である。また、海運業からの国益増進案として、「煤炭」＝石炭の上海市場への輸出を邦船で行うべしとして記す。「我邦之船ニテ無閑断往復仕候

八、一万斤ニ附キ二十兩位ノ国益八相殖ヘ可申奉存候」。

明治四年四月二十六日、鎮鼎山叟の宛先記載なしの「時事迂説」（四八―四八二ページ）も、清国交易振興の建白である。「日本ノ物産清国必用ノ品ノミニシテ、外国人其間ニ入り利潤ヲ得ルコト今二十二年ニ及フ、日本商估ハ鈍鳥ノ巢ヲ離レサル力如ク、皆彼ノ使令ヲ受ケ纒力ニ利益ヲ得ルトイヘトモ漸ク糊口ニ足ラス」と、厳しく現状を批判。「貿易ト戦争トハ同轍ニシテ聊カ異同ナシ」との認識に立ち、これが振興策を建白、先の小曾根栄と同じく海運業振興策をもって、議論を閉じている。

若我船ヲ以往覆セ八二万斤十三四兩位ノ国益アリ、清国ト条約ヲ計シ外国ノ船力ヲ借ラス都テ我国船ヲ以テ彼我商賈ノ貨物ヲ運轉セバ、外国ノ力ヲ借ラスシテ天然ト西国ノ間ニ生スルノ益八、我有ニ帰センコト必セリ

これもまた、小曾根栄の「奉建言口上書」四月と一部では文章表現にまで同文のものをも含むものであるが、明治四年四月二十六日、豊明の宛先記載なしの建白書（四八二―四八五ページ）は、対清国交易振興策についてさらに詳細に論じている。輸出海産物としてあげるのは、海參・昆布・尤魚・干鮑・干貝・鱧鱈・寒天・干海老である。注目すべきは清国の「工匠」を呼び寄せ、その技術を我国の「工匠」に学ばせ、より高級品の製品の産出を目途している点である。

清国人ノ工匠ヨリモ我工匠ハ敏捷ニツイテハ我所産、不足ノ物ハ皆彼ヲ我ニ学ハセ度、茶製養蚕磁器ハ申ニ及バズ過半支那伝習ニ候ヘトモ、我ヨリ彼ニ売与仕程ニ相聞ケ候ヘドモ、尚彼ノ地方ヨリ呼寄

セ授産被為在度、桁ニ荒増左ニ相識シ候

龍腦製造ノ職人并ニ機械

日本産ノ樟腦一ヶ年大凡二百八十八万斤ヨト奉存候

右ヲ其俣外国人ニ売与致スハ、歳々ノ国益八皆彼ニ被吸尽候様ニ奉存候間、清国ノ良匠御雇入御伝習奉希候

右の一節は、『第一巻』に集成の、長崎県浦五島町岸川才一郎の、明治五年十一月の集議院あて「上」にある「皇国産ノ苧海外ニ其俣売渡候て八御国益トは相成間敷奉存候」を想い起し、まことに私には興味深い。これに続いて、清国の「工匠」から学ぶべき「授産」対象として、陽羨茶製職人・糸操（繰）り機械・筆匠墨工・磁器製作職人・落花生をあげている。

右の豊明は、明治四年二月、宛先記載なしの「不願譜劣奉建言候」（五三四―五三五ページ）を記し、日清両国間運送船舶商社設立を建白し、自立した海運業による国益増進策を論じる。

清国に於て皇国貨産の中最欠缺なく、且我富有を生育するの巨魁たるものハ、北海道の物産なる事八周く人の証智する処ニ候得共、躬ら猛思を起しこの貨産を彼ニ鬻き富有を企つるの商賈なく、御開濶以降外国人箱館地方ニ商館を建、莫大の富を生し候共、彼の生産北海道ニ売捌の品逆も無之、全く支那と我との中間におゐて不容易有益を生し、我人民ハ聊か耕畑の日傭賃錢と物貨取集の輕費を得るを以て国益と心得候儀は、誠ニ井蛙管見の至愚にして口惜しき次第ニ奉存候

として、箱館居住の西洋人に、中継貿易の形で旨みを吸収される愚を批判し、さらに、こう言つ。「右物産我商船を以て彼に運輸し国益を盛大にするの籌策廢絶仕候では、総て清国必用の我國貨の有益は、不残彼に吸尽され誠^ニ以残念至極と感慨仕候」と、日清両国間運送船舶会社を設立し、自立した海運業による国益増進策を建言している。

明治五年一月、北海道満川新三の開拓使あて、「満川新三清国貿易ニ付建白書」(五六七、五六九ページ)は、「国家貿易ノ大利害八美ニ北海道ノ産物盛大ノ有無ニ可有之事ニ被^ニ存候」との考えの持主である満川が、「今般清国ト御条約御取結ヒ御決議ニ相成、殊ニ随行ノ命ヲ蒙リ、実地見聞した成果の所産である。「貿易筋ノ儀ニ付、御国益ノ一端ニモト彼地ニ於テ公務ノ余暇見聞ノ及フ限り探索仕候処、皇国海産ノ諸品最モ彼国ニ珍重イタシ候処ニシテ、多ク北地出産ノ品ニ有^ニ之候、然ルニ即今北地御開拓盛大ノ御雄図被^ニ為有、随テ追々産物等隆盛ノ御処置有^ニ之候趣ニ付、不堪欣躍」と、その建白の末尾部分に記している。

史料の時系列が逆転することになるが、明治元(慶応四)年九月、吉右衛門が鎮將府判事にあてた「奉上書」(一三七、一三八ページ)は、開国以来「西洋之商行ヲ不弁」ため、日本商人が商権を失つていく状況を挽回せんとして、認めたものである。「皇国之商權ヲ立、異国之商策ヲ反顧シテ外異之干墮ニ不係、国民之益ヲ計リ、交易通行万国迄皇国之商權ヲ輝シ、四海交遊之業体ヲ示シ、我国衰廢之患ヲ除」くとして、その方策を、次に示す。

第一 米穀潤沢商法取締金融通大成国益

第二 安利貸附窮民救助勸農国益

第三 急速凡金式万五千両米渡世規則御礼献上

第四 國中諸物貨東京府入津明弁益

第五 徒潤沢所始開月々増金国益

第六 交易売買勝利国益

第七 ドルラ製銀直下ケ大必要国益

右七ヶ条潤沢取扱所ニおめて国益可弁本懐(後略)

その内容には、十分に理解しがたい所のある建白であるが、「倭商一和して、潤沢取扱所ヲ基本として自国之為ニ交易して、富充堅固之累代ニ致、異商ニ致さる事之なかれと存込」と、後段に記してあることから、日本の商人が「潤沢取扱所」に結集して、交易に乗り出すことが、国益を増すもとだと、考えているとして良い。

(4) 諸産業

明治元年一月、東京府徳川家来目賀田帯刀の宛先記載なしの建白「上」(一六五、一六六ページ)は、「百工館」という施設を、芝金杉あたるの海岸に、およそ一万坪程の土地を求め、これを建設して、「是迄在来諸器械等西洋弁利の品」を使用して操業することを提案する。また、その器械そのものの製造を目的だけでなく、「植物之儀ニ付ても近年外国舶来薬品を始、草木野采^(マユ)之種物」も、実用化を目指すべしとする。この様に、「百工館を相開広大ニ仕候は第一御国益ハ勿論、世人之御救助ニモ相成、富国強兵之御策略可相立奉存候」と、というのが目賀田帯刀の国益論、すなわち国益概念である。

明治二年九月、吉田幸兵衛と橋本弁蔵が認めた建白書「上」(三〇七―三〇八ページ)は、為替会社は国益増進のために設けられたことを、私どもは十分理解して居ますと述べる。

一 今般当港為替会社御取立にて、諸商御国益を第一二相心得、善良之商法を以永久之利益を測るため、不論貧富公平之商業可相當旨被仰渡、御深慮之段難有奉存候

したがって、「当会社積立金追々相増候得は、当港始諸国一般通商弁利宜御国益ニ可相成」との考えに立ち、「国力金積立」の方法を具体的に提言することになる。

明治二年、立石斧次郎らによる宛先記載なしの「鉾山私議」(三四七―三四九ページ)は、貨幣素材の調達方法を論じるものであるが、自国内に鉾山を開発することが、何よりも国益を増進するといふ。「何れ致候ても御国益ニ相成候段は論明を不待候義と奉存候、外国より下金御買入レ相成候ハ一時之權策にて、勿論永久之良策ニは有之間敷奉存候間、是非共鉾山御開被為在候様仕度奉存候」と記している。

明治三年一二月、静岡藩吉沢源次郎の宛先記載なしの「別議」(四五〇―四五四ページ)は、一〇項目にわけて「物産収税」を論じるものである。「開墾之事」の項目では、「開墾せる地あらハ則分配配賞与せしめ、然後其貢税為差出候ハ、教化之至る処、上下共ニ利益を得るに至り、国益之基業となるの論に期すへし」とあり、「植茶税之事」の項目では、「諸州製茶を横浜に廻し、亦是を外商支那上海え輸出する事多といふへし」とした上で、「其主宰する人、若し物産益ニ心を用るならんには、

士民をして教導せしめ官民と其利益を共にする時ハ、則国益之一端ともならん」と記している。

明治五年二月、東京府清水卯三郎の集議院あての建白書「上」(五八三―五八五ページ)は、博覧会開催を通じて、農業以外の諸産業部門からの国益増進を期待するものであり、興味深い。

本部工匠ノ智、西洋ノ称スル所一度博覧会ヲ見ルトキハ、大ニ其智巧ヲ増進シテ、遂ニ彼ノ力ヲ奪フモ何ゾ知ラン、又農ノ地ヲ限ル者ト異リ、別ニ国益ヲ起スコト知ルベシ

この、本町三丁目住の清水(瑞穂屋)卯三郎の「上」は、役人の興味を惹いたと見え、経済課、農工商課、儀制課、海陸軍課が連名で、「博覧会ヲ開ク之見込実ニ美事ナリ」と、処理上の言辞を附している。

(5) 社会資本の整備

明治二年二月、東京府貫属貴志銀太郎と吉田福三の宛先記載なしの「総州海上郡銚子港之義ニ付奉建言候」は、「銚子港一円宮谷県管轄所々併合王朝之御邑ニ被遊」すなわち銚子港を新政府の直轄地とすることを提案する。「同所開港、北海道筋有無互通之商法御開業相成候ハ、於て国益も猶不少義と奉存候」と記している。

明治三年一月、東京府在の一橋藩佐藤謙三郎の宛先記載なしの「上書」(四四四―四四七ページ)は、「乍恐大阪天保山向大柵沖難船救助之為、新波戸築造両川口土砂及淀川筋川浚井御益方之儀奉建言候事」と題する建白書であり、この建言が採用されるならば、「万代不易之御国益」との信念をも吐露するものである。が、その冒頭部分に重要な記述があ

るので、ここに紹介する。

御一新以来御仁恤之儀は不及申、御国益之御良策追々御施行被為在候処、尚御為筋之儀存付候者有之候ハは、無遠慮建言可仕と之御布告体認、郵身を不顧奉言上候

これは、先に「国益概念を表題に謳う建白書」とりあげた、神奈川県中野周吉の建白書と同趣旨を明示して、重要である。

明治四年一月一三日、京都府から弁官あての「京都府願書」(四六五ページ)は、越前、若狭、京都間の鉄道建設を国益と理解する。

越前敦賀若州小浜等ヨリ横ニ京師へ鉄道を開、北国之諸物を直ニ輸送スルハ実ニ永世之大便利、万民之大幸、莫大之御国益(中略)、大津膳所小浜郡山豊橋加知山之諸藩県へモ、其趣御達被下度奉願候、然ル上八沿道之藩県示談、民庶説諭、誠精官費相省、御国益相備候様繁栄諸民商法興隆之大益ト相成候義ニ付、聊他ニ不讓御国益之為并府下永世之為ニ府拳テ尽力仕度義ニ候

鉄道建設は「聊他ニ不讓御国益」との一言は、興味深い。「国益八物産ヲ得ルニアリ」とする、明治四年八月の高橋右門のような見解が、一方において強力であったと思えるからである。

明治五年一月、近江国滋賀郡本堅田村住の元佐野県士族竹内成由の太政官あて建白書「上表」(五五三〜五五六ページ)も、「先其工業種々有ル中ニ鉄道ノ如キヲ論スルニ」と、鉄道を国益増進策のひとつと解している。「成功ノ鉄道ハ永年国益トナツテ其盛ナルニ從ヒ、外国ノ益モ招カスシテ我国益トナル」と記す。なお、竹内は、この「上表」では様々な

政策を献見しているが、租税規則の変更も「大ニ国益ノ基」と考えている。

(6) 貨幣

明治一五年に日本銀行が設立されるまでは、まだ貨幣制度は十分な整理統一を見ていない。複雑であった。そこに、明治二年、横浜本町四丁目小西屋伝蔵厄介の関戸良平と同弁天通五丁目門屋幸之助による、宛先記載なしの「貨幣之儀ニ付奉申上候書付」(三四九〜三五二ページ)が記される。「各国之政治文武之諸務中、市井口間之緊務ニおめて必須之義ハ、貨幣之通用を以て專一と仕候趣、貨幣之善惡ハ其国之貧福榮辱ニ差響くとした上で、「一時楮幣を以て旧貨幣御引上ケ相成候ハ、貿易上ニ取候ても別段御差支之廉モ有之間敷、御国内限り之取引ハ眞貨同様通用いたし、追ては新貨幣御改鑄之御裨益とも相成」と考えた結果として「作法書」を提出する。この「書付」の結びは左の通りである。

右之通御仕法被為立、御引換切可相成期年迄之間は、諸入費共楮幣ニテ御支払相成、諸鉱山御開拓を始め其他之諸務追々御取行被為在候ハ、目今御損失相立候様ニハ候へ共、後來を計り候へハ多少之御国益ニ可有御座、殊更国之貧富は産物之多少ニ關係仕候趣ニ候得ハ、僻遠荒漠之地追々御開拓之上、其地味ニ心し蚕糸蚕卵牧牛其外御国産相増候様、厚く御世話被為在候ハ、從て輸出品相増し、莫大之貨幣御国江輸入仕候儀ニ付、最前之御損失御仕理方出来候而已ならず、往々自国之富ニ誇候儀出来可申と奉存候間、到底之大利を被為付、目前之小損を不被為顧、富国之基本ニ御注目被為在度、右建

言之趣意御採用相成候ハ、向來御国益可相成仕法并御引換所御入費御出方及び規則等巨細取調可奉申上候

要するに「兩都五港」へ「御引換所」を設け、洋銀を楮幣に引換る、

或いは「兩都四港」「箱館港八即今賊地と相成居」りとの記述がある

ので、除外していると思われる。へ「御引換所」を設け旧貨を楮幣に

引換ることを通して通貨整理を行ない、それを基盤に「諸鉱山開拓を始め

め其他之諸務」を實行して、国益を増進させたいという考え方である。

右の関戸良平は伊東哲之助 先の門屋幸之助と同人と推定 にと

もに、明治二年にもうひとつ「貨幣之儀ニ付奉申上候書付」(三五二―三

五五ページ)を認めているが、国益理解の大筋はほぼ同様である。

(7) 経済概念からの逸脱

慶応四年八月二二日、京都府高辻家臣長尾掃部の弁事御役所あて建白

(一―三三ページ)は、「戦争之節」に備えて、「諸国海岸一周枢要之地へ淡

竹之苗被為栽植候者」「御国益如何計」とする用語法である。

明治三年五月、東京府地方官貫属宋七悻の津田仙弥の、宛先記載なし

「士民集会所取建候義奉願候書付」(三九三―三九四ページ)は、「時々此

処ニ集會仕候上、各其所長を以て互ニ討論受授仕候ハ、即チ人智ヲ開

き衆美を採り、隠ニ御国益と相成候義西洋各国ニ伯仲可仕候」とする。

用語法である。

明治三年七月、民部省十二等出仕の杉亨二の建白書である「上」(四

〇四―四〇六ページ)は、「四民互ニ婚姻いたし候儀御差免之事」と「土

下座御廃止相成候事」の「二ヶ条之儀相改候得は、数年之後風儀更ニ開

化したし候のミならず、別に大ニ御国益ニ相成候事モ多く可有御座哉ニ奉存候」との文脈で、使用されている。

二 『第五卷』の事例

『第五卷』(一九九六年)は、明治八年一月から明治一三年四月にかけての建白書類を集成している。

i 国益概念を表題に謳つ建白書

東京府平民赤坂裏二丁目十番地資本渡世の磯部栄之助による、明治八年一月二〇日付元老院あて建白書は、その表題が「御国益筋建白第三」(三四―三六ページ)となっている。

磯部には、「近頃外国人御国之茶生糸モ多ク不買、貿易惣計輸出品ヨリ輸入品格別多く舶来品物代ニ貨幣製造ニテ、不足程ニ外国え渡り、是が為御国幣次第ニ減少可相成由」と経済全体の認識が認められる。しかし、「御国品ニテ不整美ニ不被為得止御必用御弁利品之外少モ輸入品ヲ減ジ、一年僅モ数年ニ八多分之御出金ヲ減ジ、追々諸御仕法為立候迄ニ八余程之御益ニ奉存候」と考える、消極的なものである。その為である。この建白で提案するのは「酒売高税」を、間もなく施行される「酒造高税」について導入することと、「飛火除」けを考慮した都市建設を、「御国益筋建白」と題する書において、述べるにとどまっている。

ii 国益概念を使用する建白書

(1) 開墾・米作農業

明治九年八月二十四日、熊谷県平民で東京第六大区六小区本所横綱丁二丁目十三番地の若狭弥兵衛は元老院にあて、「明治八年七月ヨリ建白上進仕候ニ付、此趣意ヲ時々四季混雜ニ愚ノ一心浮ミ草ニテ恐多モ御尊覽奉願上候」(一六〇―一七一ページ)と題して、二八一首を呈上している。そのうちに、「国益のもとは土なり民ありてやすくおさむる御代のいしすゑ」がある。

明治一〇年四月、岐阜県第三大区十二小区安八郡今尾村平民若永新三郎と同村平民中嶋禹助の岐阜県権令小崎利準あて、「建言」(三二二―三二四ページ)は、「国本ヲ^(培)陪養スルノ方法アリ、上八以テ御国益ヲ増進シ、下八一小民ニ至ルマテ竈烟ヲ燭盛ニスヘシ、夫レ以スレハ農八国家ノ基本ニシテ、一日モ欠クベカラザルノ要業タリ」との視点に立って、「地価公債証書」あるいは「地価通券」を製造・通用せしめ、国益増大を提案する。前者についての提言が採用実施されるならば、かくなる筈と記す。

不動産ヲ以テ活物ノ公債証書ヲ得レハ、利子ト作徳米ト比較シテ甲乙ナク、以テ商法ヲ開業センカ、將タ利子ヲ得テ安居ナスベキ歟、心ノ欲スル所ノ俣ナリ、其小作ナル者ハ累代小作ノ賤名ヲ脱去シテ、公然タル天下一般ノ農民タラハ、省躍鼓舞シテ農事ヲ勉勵スルコト恰モ私有地ヲ耘ル方如シ、是一八御国益ヲ醸成シ、二八穀数増加産出ヲナシ、三八地主小作ノ幸福トナル、而ルトキハ貨幣ノ融通水ノ流ルル力如ク、土商工ノ三民自ラ其沢ニ潤ヒ、忽眼界ヲ新ニス

ルノ富国トナランコト其掌ヲ指サス力如シ

明治一二年一月、山形県北村山郡長中山高明の、元老院議員佐々木高行あて、「原野開墾之議ニ付建言」(五六七―五六八ページ)は、「夫国家ヲ富マスハ殖産ヨリ大ナルナシ矣、殖産ハ地方ヲ以テ根本トス、地方ヲ不用ニ附却スル失弊是ヨリ甚シキハナシ、倘之ヲ採ラスハ富国何ヲ以テ力望マン」と切り出し、「幸ニ政府扶^(支)掖シテ能ク之ヲ開キ玉ハ々、偏ニ地方人民ノ為メ而已ナラス御国益ノ幾分ニモ充ツヘシ」と、鋭くその要求をつきつける。「地方人民ノ為メ而已ナラス御国益」と表現する、この中山高明に限られないが、当時、国益概念が、各人の要求・構想する経済行為を正当化する用語としてたびたび使用されていることは、見逃しがたい事実であり、近世から近代にかけての日本社会の観念史の一齣であることは否定できない。

明治一二年二月、山形県会議員西田川郡鶴岡町在の中村正国の、元老院議員佐々木高行あて、「山形県下ノ情態」(六一七―六二〇ページ)は、左のように述べている。

該県下漸次開墾ニ従事スルモノアリト雖モ、一体荒^(無)地多ク開拓ニ着手スルノ地十分ノ一二至ラス、若シ人民開墾ニ勉強シ、物産盛大ニ至ラハ毎歳利益ヲ得ル事、管下ノ耕地ニ比シ凡其半ハ増スヘキモノナラン、故ニ往々国益ヲ謀ルノ急務タル之ニ過ル事ナキヲ以テ、県庁ニ於ルモ重要トスル処ナリ

また最上川をはじめその他河川の堤防修繕費の国庫負担の増額を求め、しからざれば「耕地ノ水災ニ罹リ地租を減スルノ損害ヲ免レス、如

斯八番ニ国益ヲ損スル而已」とも記している。

(2) 貿易

明治一二年四月、横浜宮崎町七番地小河善司・同弁天通三丁目六十二番地原田二郎・同弁天通三丁目茂木惣兵衛・同原善三郎の、内務卿伊藤博文と大倉卿大隈重信あて「蚕種輸出禁停之儀ニ付建議」(四五四、四五七ページ)は、「抑モ連歲我蚕種ヲシテ伊国ニ輸スハ、自ラ日本生糸ノ貿易ヲ妨害シ、且ツ他国ノ勸業ヲ助成スルモノト云モ敢テ誣言トス可カラサルナリ」との判断に立ち、こう主張する。

方今、日本国民ノ渴望スル処ハ、先ツ国産ヲ盛ンニシ輸入輸出其權衡ヲ得テ、貿易ヲ繁盛シ国益ヲ増殖スル、之レ当今ノ急務ナリトス、然ルニ今此蚕種輸出ノ如キハ自国ノ貿易ヲ妨害シ、年々至大ナル国損ヲ為シ以テ、他国ノ潤沢ヲ勉ムルモノナリ、日本国如此有様ニテハ輸入輸出焉ンソ其衡ヲ得ルノ機アラランヤ(中略)仰願クハ政府吾人民保護ノ分ヲ尽シ、速ニ蚕種輸出停止ノ御発令アツテ、之レ力弊害タル原因ヲ絶チ玉ハ、忽チ本邦生糸貿易ノ面目ヲ革メ之レカ進歩固ヨリ期シテ俟ツヘキナリ、而シテ人民ニ於ル愈生糸勸業ニ励精シ愈製糸ノ額ヲ繁殖シ増々国益ヲ図ントス」

原料輸出をやめて、加工度の高い国産品を輸出することが、輸出入の均衡をもたらし、国益に叶うというのである。

明治一二年七月五日、河瀬秀治の参議大蔵卿大隈重信あて「財政之儀ニ付建言」(四七六、四八八ページ)は、「第六 公債証書ノ額ヲ減ズル」案の中で、公債証書は有資者の安逸を貪らせることに終っており、これに

代えて紙幣を発行して、「輸物産増殖ノ途ニ用ヒ、又更ニ特法ヲ設ケテ其宜キヲ制セバ、則外物輸入ヲ促進タラサラシムルヲ得ヘシ、夫レ斯クノ如クナレハ、則庶幾クハ内需漸ク増シテ輸物産輸入ヲ支ヘ、我民力モ亦漸ク更張シテ以テ富国ノ其立ツヲ得ン」と、構想する。公債証書の総額を減額し、輸出振興策を講ずべしとする河瀬は、この条項の前段でこう記している。

今民間ニ於テ少シク資金ヲ有スル者ハ、概ネ以テ公債証書ヲ買収シ安逸ニシテ収益ノ確実ナルコトヲ之レ求ム、之レ人情ノ止ヲ得サルモノニシテ彼ノ生産貿易ノ業ノ如キハ艱難骨ヲ削リ、危機万仍ノ谷ニ臨ムカ如キノ比ニ非サレバナリ、爰ヲ以テ国益隆盛ノ事業ハ弥益衰替ニ赴ク

(3) 社会資本の整備

明治九年三月五日、東京府第六大区式小區深川亀久町一番地平民古谷長次郎の、工部卿伊藤博文あて「鉄道ノ儀ニ付建言」(一〇二丁一〇三ページ)は、東京から青森まで鉄道目論見のことは耳にしているが、「小ヨリ大ニ及ホシ、而テ御国益ヲ計ルヲ以テ、今日ノ急務ト奉存候、依テ愚見ヲ左ニ奉申上候、東京新橋ヨリ浅草マテ鉄道御施行相成候ハ、人民ノ便利ハ勿論、馬車人力車等ノ妨害ニ遇フナク安堵往来隆世ノ御鴻恩有難可奉存候」と述べている。

明治九年一月七日、石川県士族浅井成章の元老院あて「人民産資ヲ募リ更ニ義倉ヲ設立スルノ議」(二三一、二三二ページ)は、次のような文脈で国益なる用語を用いる。

公庶協同ヲ旨トシテ、一般ノ義倉ヲ設立スベキヲ急務トス、就テハ男女出生シ戸籍ニ編入ノ際、金五銭宛ヲ産資トシテ收入セシム、政府ノ義倉ニ保護シテ国益民福ノ大産ヲ天下ニ施行スヘキヲ祈ル

義倉は、元来備荒貯蓄のための倉であり、富裕からの寄附または徴収によって運営されるものであった。が、この浅井の構想では、「公庶協同ヲ旨トシテ一般ノ義倉ヲ設立スベキ」とされており、これを通して、「国益民福」のための「産資」、産業資金である。を政府が「収入」とすることを念頭にしている。

明治十一年二月、福島県岩代国岩瀬郡須賀川宿平民で、東京府寄留小林久敬の、内務卿伊藤博文あて「明治十一年十二月内務省(差出タル建言書ノ写シ(四二一―四二四ページ)は、「猪苗代湖水ヲ安積岩瀬両郡ニ疏通スル」此事業ヲ興シテ御国益ノ一端ヲ補ヒ、聖恩ノ万ニ謝セントスル」と表現する。

明治十三年二月、青森県上北郡野辺地村平民野坂久五郎の、元老院議官佐々木高行あて「鉄道敷設、男女断髪、金銀器具ノ議」(七三八―七三九ページ)は、こう記す。

両村(上北郡七戸村より野辺地村 引用者注)ノ間ニ鉄道ヲ設ケ国産ヲ運輸スレハ、独リ大豆ニ限ラス往返百般運輸ニ便ヲ得、是ヲ設置スル頗ル費用大イナルベシト雖トモ、第一駄賃稼ニ幾百人ニ業ヲ換サスルハ国益ノ一端トナリ、第二国産ニ最名声高ク、第三賃馬八産馬トナリ、是七戸ヨリ野辺地迄ノ間ニ鉄道ヲ設置セラレンコトヲ深く企望スル所以ナリ

駄賃稼のもの数百人の職業転換をもたらしたいとするのは、「賃銭ノミニテ活路ニ充テ難キヨリ悪弊ヲ起ス所以」との判断に立ち、従来の就業構造の改革をも視野に入れた上での、国益観である。

なお、野坂久五郎は、「金銀ノ器具廃セラレ度事」の項では、「金銀ハ器具ニ製スベカラサルノ制定ヲ被定、現今ノ器具ハ更ニ通貨ニ鑄造セハ幾分ノ国益ヲ増ス一端タルベシ」とも、記している。

(4) 経済概念からの逸脱

明治十二年二月二日、秋田県平鹿郡横手の士族大瀬佐弥の、元老院議官佐々木高行あて建白(五七八―五七九ページ)は、「郡吏俸給ヲ国庫ニ仰キ、基本資ヲ勸業ト学事ニ転セハ、人民ノ幸福八元ヨリ、風俗人情モ善良ニ趣キ、地方ノ経済モ亦宜キヲ得、遂ニ国益タラン」と記している。

四 『第七巻』の事例

『第七巻』(一九九七年)は、明治一六年一月から明治一八年二月にかけての建白書類を集成している。

i 国益概念を使用する建白書

『第七巻』には、国益を表題に謳う建白書は見出し得ない。

(1) 貿易

明治一六年一月三〇日、東京下谷区下谷一長町二十二番地平民橋本

久作の、元老院あて「建白書」(三一九)三二一(ページ)は、「我力皇国ニ於テ普ク国産ノ物品ナルハ其数品多クナルト雖モ各中ニモ吉式ト争ソウ国益ナル国産ノ大凡ハ恰モは何ン製茶ナリ」として、外国市場への粗悪品販売を防ぐべく、印紙貼用規則の制定を建言する。

明治一六年一月二四日、東京日本橋区蠣殻町三丁目十三番地寄留秋田県士族大山弾蔵の元老院あて「上書」(三〇五)三二一(ページ)は、「万国交際ノ秋ニシテ其国家ノ富強ヲ謀ル緊要貿易ヲ行フノ重大深遠」との判断に立ち、「我貿易ノ將ニ国益ニ遠フキ」を憂いて、外交貿易警察事務拡張などを建言する。「商権ヲ張り国益ヲ計ルコト」とも、表現している。

(2) 諸産業

明治一六年八月一七日、東京府浅草区橋場町六十五番地平民大橋寿太郎の、元老院議長佐野常民あて「廃物製造之議」(三三二)三三二(ページ)は、「凡世ニ多クスタル物品ハ不淨兩便トモフキ取リシ紙、国家ニ空敷スタル事夥シク、之ヲ助ケ製造ナス時ハ広大モ衆キ国益ト相成リ」とて、「之ヲ活物ニ致ニ於テハ瓶ノ中工不捨、目駕籠等エタメ置ク様、人民之ヲ行フ節ハ、目駕籠之類キ戸ニモツ銘々宛行置キ、之エタメ置タルヲ費目ニ心シ買取り下紙ニ製造致スニ於テハ、莫大之国益ト考」えるというものである。『第三卷』の明治七年九月二七日付、愛知県愛知郡古渡町農民大喜源太郎の泔水すなわち紛糠を含む米のとき汁を活用して菓子を作ることを国益と考える建白書と同じく、珍妙な部類に属するものである。

(3) 社会資本の整備

明治一六年一月二〇日、東京府平民日本橋上久保橋治の元老院議長佐野常民あて「呉服太物定尺規制御設并印紙貼附御発行追言」(三〇〇)三〇三(ページ)は、「其税納金ヲ勸業費ニ充テ御国益ヲ開」かんとする建白内容である。

(該)

説税金見積り高凡七ヶ年ニ付、金一千万円トス、此金額ヲ以テ鉄道架築ノ輕費ニ充テ、先ツ東西京ノ運輸便利ヲ開キ、逐年落成ノ上ハ又八他ニ架築シテ遂ニ全国ノ便利ヲ開キ、各産業ヲ盛大ナラシメ、以テ社会ニ公益ヲ得セシメントス、是レモ之レ業ヲ勸ムト云フナリ、其運輸ノ便利ヲ開クハ鉄道ニアラスシテ何ソヤ、故ニ該税金ヲ鉄道架築ノ輕費ニ充テ、漸次架設シテ逐年全国ノ一般ノ便利ヲ開キ、落成ノ後ハ該税金ヲシテ開墾經費ニ充テ、其地ニ就テ産物ヲ盛大ニセンコトヲ、是御国益ヲ開ク所以ニシテ、勸業ノ主要ト信ス上久保橋治の建白は、鉄道建設すなわち社会資本の整備を基礎に、勸業すなわち国益増進という思考の筋道を、明示している。

(4) 貨幣

明治一六年六月五日、鹿児島県薩摩国鹿児島郡平ノ馬場町十三番戸士族青崎市郎の、元老院あて建白(一五九)一六三(ページ)は、「全国一般貨幣不融通及金銀銅貨ノ儀」を論じるものであり、人民の八割を占める貧民の通貨は銅貨であり、この必要を満たすことが国益を起す基だとする。

三千五百万人ノ貧富ヲ論シ、十二シテ八部ノ貧民式部ノ富民、而シ

テ今八部ノ貧民銅貨ヲ以融通ス、忒部ノ富民紙幣ヲ融通ス、其ノ実情、上ミノ明慮アランコトヲ礎歎ス、仍チ小商人車夫ニ至リ銅貨ナキ所口ヨリシテ、商法不繁昌及之レニ隨テ日増シ衰微及所口誰レガ之レヲ憂ヘサランヤ、国益ヲ起サント憤発シテ以一業ヲ奔走スト雖トモ、其ノ責全ナシ、何ントナレハ資本ハ勿論銅貨ナキヲ以ナリ(中略)銅貨八下民ノ融通品ニシテ富民ノ格別融通品ニアラス、八部ノ貧民欲スル所口ヲ施行アルトコロヲ眞ノ開明トス(中略)勉メテ交通ヲ盛ニシ有無相換ヘ、善良ヲ採リ我惡習ヲ去リ国人競フテ国益ヲ起サハ、交通シテ其ノ益アル無極無量

五 『第八巻』の事例

『第八巻』(一九九九年)は、明治一八年三月から明治二二年二月にかけての建白書類を集成している。

i 国益概念を使用する建白書

『第八巻』にも、国益を表題にする建白書は見出し得ない。

(1) 農業

明治一八年三月一四日、愛知県尾張国海西郡狐地新田廿八番地平民農業山田昇平の、元老院議長佐野常民あて、「地下平均捉米立則法建白」(一八〇二ページ)には、次の用語法があるのみである。

夫農八国ノ基本ニテ茶養蚕モ農ノ一部ナレハ、農民ヲ培養スルハ政

府ノ着眼スヘキ所ナルヘシ、全体農工八国産ノ基干、国ノ有益ニテ商ノ多キハ益少シトス大商は国益あるも失敗の裏店小商は益なし今幾千万ノ小作農民一タヒ心ヲ失ヒ雇商トナルトキハ、復タ堅固ノ心ナルヘカラサルヲ以テ成敗ノ時ト云ナリ

今しがた紹介した青崎市郎の、人民の八割を占める貧民の通貨需要を満たすことから生れるとする国益観とは異質である。

(2) 諸産業

明治一八年七月二七日、本郷区本郷眞砂町拾三番地平民島津義禎の、元老院議長佐野常民あて、「貧民ヲ救恤シ不景氣ヲ挽回スル建言」(一六六〇一七〇ページ)は、「富民ニシテ国益ノ為メ海外ニ渡航スルハ素ヨリ希望スル処」なれど、「貧民ニシテ方向ヲ失ヒ海外へ出稼」しようとするものは、奥羽、北海道に政府の手で設立した開墾あるいは漁業会社に、これを雇用すべしとする。もつとも「貧民ト雖トモ志操アリテ国益ヲ謀ルモノハ之ヲ許ス」としている。

明治一八年八月八日、徳島県阿波国阿波郡浦池村寄留愛媛県平民商上原倉之助の、元老院議長佐野常民あて建白書(一九三二一九四ページ)は、「皇國中ノ海浜ニ漁業スル所、即チ網代場卸シ付金亦相当ノ漁税、総テ政府ニ徴収シ、国益ヲ大ニシテ洋洲各国ニ対峙シ、国威ヲ海外ニ輝スヘシ」と、表現する。また「捕魚スル所ニモナク只無益ノケ所」は「開墾シ畑地亦八塩田等ヲ築ケ八大ニ皇國ノ利益」とも、付言している。

(3) 社会資本の整備

明治二〇年三月、御料局長官肥田浜五郎の、宮内大臣伯爵伊藤博文あ

て「鄙見書」(二三三丁三三六ページ)には、「執レノ道、国家ニ必要ナル鉄道ヲ造リ、国民ニ便益ヲ与ヘ事アルトキ八軍事ニ使用セシメ、其他間接ニ於テ国益ヲ助クルコト少ニアラ」ずとしてある。

六 『第九巻』の事例

『第九巻』(二〇〇〇年)には、明治二二年一月から明治二三年一二月にかけての建白書が集成されている。なお、巻末に、年月日不明の建白書も集成。

本巻には、表題はおるか、文中に国益の用語概念を使用する建白書も一切見出し得ない。これが特徴。ただし、巻末の年月日不明の建白(六〇五ページ)が「木曾川治水ニ関スル建議」を行ない、治水工事が行なわれるならば「羽栗海西厚見安八等凡二十万石余ノ水腐地、濃国等一等ノ膏腴トナリ莫代ノ国益ヲナス必セリ」としているだけである。提出者、宛先とも記載なし。文中「愛知県」とあるので、廃藩置県以後明治一〇年前後の間のものと推定できる。社会資本整備を国益と理解している事例である。

七 覚書

『明治建白書集成』全九巻には、各巻とも巻末に丁寧な「編集後記にかえて」が記されていて、各巻毎の時期の特徴が指摘されている。従っ

て、これらを全てつなぎ合わせると『明治建白書集成』に収録された限りではあるが、「在野の人民の沸騰するエネルギーと政治参加への熱望」(各巻冒頭に収録の『明治建白書集成』刊行にあたって「からの引用」)のあり所とその変化を良く読みとることができる。だが、本稿の関心は、表題が示すように、建白書それ自体を対象にして観察することにはない。徳川期から始まった「国益」思想追跡行における、重要な史料源としてとりあげることであつた。先に引き合いに出した「刊行にあたって」は、こつも述べていることを、このついでに引用しておく。「これまで明治維新後の日本の新しい国造りは、政府高官をはじめ指導者たちを中心に叙述されてきたが、今度のこの史料集の出現によって、国民の側から初めて本格的にその歴史像を描くことができるようになることを私たちは信じている」。

さて、本稿の冒頭でも触れたように、すでに拙著で『第二巻』・『第三巻』・『第四巻』・『第六巻』については、私見を加えてある。『第六巻』の事例をとりあげた際にこう記した。「収録建白数五一九件の内「富国・国益論に関するもの」が約七五件あり、約八五件にのぼる国家体制全般に関するものにつき第二位を占めていた第二巻とは、明らかに異なる状況にあつたことを示唆する」(三三五ページ)。

本稿で、この状況は、明治八年一二月から明治二三年四月にかけての建白書類を集成した『第五巻』の時期にすでに始まっていることを窺い知ることができた。もつとも、『第六巻』に収録されている明治一三年八月付東京府木村万平の「外国輸出入不平均之建言」ほど一貫して国益

概念で輸出入均衡について論じているのではないが、磯部栄之助の「御国益筋建白第三」が、輸出入均衡を国益概念でとらえようとしていたことは、見落として得ない。

これに対して、『第二巻』に先立つ『第一巻』では、国益思想追跡行にあっては、極めて多彩な内容の国益概念が語られていることが明らかである。拙著でも幾つかの分類項目を立てて、それぞれの国益概念を整理・紹介したが、『第一巻』については、北海道・樺太州の開拓、それに深く関連する日清貿易の項目を、新たに設ける必要に迫られた。これが、注目すべき特徴のひとつである。なお、この部分については、「外国貿易史のなかの市場 明治前期日本社会の思潮」と題して、二〇〇二年六月、帝塚山大学で開催の第三七回市場史研究会大会で報告済、いざれ活字化するので詳しくはこれに譲る。

また、明治新政府が、太政官札(金札)の発行を商法司、商法会所の設立を行う際の太政官布告に、「産物等精々其国益ヲ引起候様」と宣言したことは周知の通りである。従って、『第一巻』の中野周吉の「国益開田之儀」、佐藤謙三郎の建白書が記すように、国益につき良い考えがあれば、建白せよと新政府が全国に通達したことはほぼ疑い得ないと判断する。国益概念については、経済概念から逸脱した理解をするものがあつたことは事実であるが、ほぼ経済概念 現代日本風の政治概念ではなく と解する思考様式が広く育っていたからこそ、なし得た布告である。だからこそ、豊明の建白書が、龍腦の製造加工も、日本国で行うべきとする、すなわちフローも国益とする概念に到達するのである。

それにしても、考えねばならぬことは、このように経済概念として昇華される道にあつたかと思われた国益が、何故、人々の脳裡からその用語法も変り遂には死語として一旦忘れさられたのかということである。

国益思想は、元来軍団組織であつた大名領国経済の自立化の動きの中から、その経済行為の是認思考・経済概念への昇華の道を歩んで来たこと、私は判断する。この歩みは、キリスト教の説く神の摂理と深くかわりを有しながら展開される、ヨーロッパ社会の経済思想とは、かなり異なるものを示す。私は、その優劣、善悪を説く能力もないし、その立場に今は立たない。事実を指摘するだけである。ヨーロッパ社会のそれについては、J・ヴァイナー(根岸隆・根岸愛子訳)『キリスト教と経済思想』(有斐閣・一九八〇年)、とくに、その「諸国民(間)の通商に関する摂理」、「みえざる手と経済人」を見よ。

この点から考えると、ウェーバーの『プロテスタンティズムの理論と資本主義の精神』を座標軸に、ヨーロッパ社会のプロテスタンティズムに相当する宗教を日本社会の思想史に求める試みは、いずれも余り当を得ていないと考える。少なくとも徳川期以後の日本社会は、政治権力が圧倒的な力を有し宗教界を支配し、民衆も不受不施派とかくれキリシタンを除くと、いわゆる多神教の思考様式の中に生を送る現実を思うと、一神教世界を前提にしたウェーバーの議論を座標軸にする、議論の不毛性に思い至らざるを得ない。

最後に、右の視覚と一見矛盾する議論をもつひとつ記しておきたい。日本社会をして多神教社会という見解が強い。が、明治維新以後高まり

を見せる国家神道を念頭にするとき、これには疑問を呈さねばならぬ。ある意味では国家神道一神教社会であると言わねばならぬ、国家神道の大枠の中の仏教信仰でありキリスト教信仰であるにすぎない。そして、その大枠たる神道は、十分な経典すら有さない。要するに、それは万世一系という神話に立つ政治的権威であり、権力の源として君臨する。日本社会の中に生きて来た人、生きる人は政治権力のあり様を基準にして行動を正当化、経済行為も自己正当化して生きて来たのであり、今も生きているのである。

経済行為を是認する思考として登場した国益思想は、新しい皮袋にもられて残ったとして良いであろう。「国益」にかわる「国策」の出現を思え。その皮袋が破れた時、すなわちたがが緩んだ時、実需を無視したとめどもない経済行為に、個々の経済主体が走った事実を今日の日本社会は未だ史実と化するに至っていないのである。

（二〇〇二年二月一日）